解散命令公告

宮城県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第69条第４項において準用する中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成30年３月13日

宮城県知事　村井　嘉浩

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

宮城県安全運転代行事業協同組合

宮城県仙台市青葉区水の森三丁目36番25号

エム・アイ・エス事業協同組合

宮城県仙台市太白区八木山弥生町22―２―103

中小企業団体の組織に関する法律第69条第３項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

宮城県シューズ卸商業組合

宮城県仙台市若林区卸町一丁目３番地の７

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

解散命令公告

愛知県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成30年３月13日

愛知県知事　大村　秀章

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

全日愛知県不動産協同組合

名古屋市守山区竜泉寺１―301

昭和センター商業協同組合

名古屋市天白区御前場町13番地

坂下ショッピングセンター協同組合

愛知県春日井市坂下四丁目613番地

新川ストアー商業協同組合

愛知県清須市土器野211番地の１

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この処分について不服がある場合は、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、愛知県を被告として（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできる。

さらに、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、愛知県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢中年層を中心とする年代、性別男性、身長160センチメートル半ばから後半、着衣なし、所持品なし

上記の者は、平成29年９月９日宮城県名取市下増田字広浦35番地株式会社成田鋼業スチール事業部東方約1,300メートルの砂浜で、死体で発見されました。推定死亡年月日は平成29年３月頃。死因不詳。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は委託葬儀社にて保管しております。心当たりのある方は、当市社会福祉事務所まで申し出て下さい。

平成30年３月13日

宮城県　　名取市長　山田　司郎

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成30年３月13日　　奈良県橿原市

１．墳墓等所在地　奈良県橿原市南山町777番地

１．墳墓等の名称　市営香久山墓園

１．死亡者の本籍及び氏名　奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕1217番地　久保西秀夫

１．改葬を行おうとする者　奈良県橿原市八木町１丁目１番18号　橿原市長　森下　豊

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年３月13日　柏崎市長　櫻井　雅浩

１　対象となる特定空家等の所在地等

所在地　新潟県柏崎市諏訪町1815番地17

構造　鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根

２　所有者等に命じる必要な措置の内容

１の特定空家等については、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であり、周辺の住民及び通行人等に対し甚大な被害を与える危険性が高いと判断されることから、内部の動産を搬出し当該特定空家等を除却すること。

３　措置の期限　平成30年５月22日

１の特定空家等の所有者又は管理者は、期限までに必要な措置を行うこと。なお、期限までに必要な措置が行われない場合は、柏崎市長又はその命じた者若しくは委任した者が内部の動産を廃棄し、当該特定空家等を除却する。

４　柏崎市役所の掲示場への掲示

この公告の内容は、新潟県柏崎市公告式条例第２条第２項に規定する柏崎市役所前の掲示場において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十三日

茨城県守谷市松前台五丁目二二番地二八

オリエンタルムーン株式会社

代表清算人　ホシナマイ・ダニエル

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十三日

埼玉県川口市柳崎三丁目一一番一八号

有限会社アシストヒューティーマテリアルズ

清算人　池田　和男

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十三日

東京都北区浮間二丁目一一番二四号

有限会社東光衡機

清算人　内山　明美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十三日

東京都文京区本郷七丁目二番一一号

株式会社Ｂ．コーポレーション

代表清算人　足達千栄子